

イ 上田薬剤師会

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給についての協定書

上田地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時における広域的な対応を図るため、甲を組織する市町村（坂城町を除く。以下「組織市町村」という。）がそれぞれ策定する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定により乙から提出を受けた医療救護計画を、組織市町村に周知するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 組織市町村は、それぞれの防災計画に基づき、必要に応じ乙に薬剤師班の派遣を要請するとともに、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、薬剤師班の派遣を要請した組織市町村に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、乙が第1項の規定による組織市町村からの要請を待たずに薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲を通じて派遣した組織市町村に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第4条 乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、医療救護活動の迅速かつ円滑な運営を図るため、派遣を受ける組織市町村が、乙の代表者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、派遣を受ける組織市町村が避難場所及び災害現場等に設置する救護所及び医薬品等の集積場所において医療救護を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護班への薬剤服用に関する助言
- (3) 医薬品等の仕分け及び管理
- (4) その他必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第6条 派遣を受ける組織市町村は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送に

ついて、必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

2 派遣した組織市町村から医薬品等の供給の要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(救護所の設置等)

第8条 組織市町村又は甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 派遣を受ける組織市町村又は甲は、救護所において薬剤師班が必要とする給食及び給水を行うものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第10条 派遣を受けた組織市町村は、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用を負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に要する費用

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 医薬品等の供給を要請した組織市町村は、医薬品等を供給した場合の実費を負担するものとする。

3 前2項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第11条 派遣を受けた組織市町村は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、甲の上田地域広域行政事務組合に上田市及び組織市町村の条例を準用する条例（平成3年組合条例第16号）第2条第9号の規定に準じ、そのつど協議して補償を行うものとする。

2 第8条の規定により設置した救護所において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、派遣を受けた組織市町村が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第12条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を派遣した組織市町村に報告するものとする。

2 乙は、第7条第2項の規定に基づき医薬品等を供給したときは、そのつど甲の定めるところにより供給した組織市町村に報告するものとする。

3 組織市町村は、前2項に規定する報告を乙等から受けたときは、報告書を取りまとめ速やかに甲に提出するものとする。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第10条に規定する費用及び第11条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第15条 派遣及び医薬品等の供給を受けた組織市町村は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

(細目)

第16条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙及び派遣を受けた組織市町村が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第18条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成9年2月1日から平成9年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月1日

長野県上田市大手一丁目11番16号
甲 上田地域広域行政事務組合
上記代表者

上田地域広域行政事務組合長 竹下悦夫 印

長野県上田市大字国分994番地1
乙 社団法人 上田薬剤師会
上記代表者

上田薬剤師会長 工藤義房 印